

## ニュースリリース

令和3年7月20日  
日本土地家屋調査士会連合会

### 7月31日は「土地家屋調査士の日」です クイズに答えてプレゼントをもらおう！ 記念キャンペーンを実施します

日本土地家屋調査士会連合会（会長 岡田潤一郎）は、7月31日の「土地家屋調査士の日」を記念して、iPad やスマートウォッチなどが当たるプレゼントクイズキャンペーンを実施します。

キャンペーン期間中、ウェブサイト内に「土地家屋調査士の日」特設サイトを開設し、その中で土地家屋調査士に関する簡単なクイズにお答えいただくことにより、抽選で iPad、スマートウォッチ、カタログギフト、QUO カードなどが当たります。

詳しくは下記キャンペーンサイトをご覧ください。たくさんのご応募お待ちしております！

キャンペーン期間 令和3年7月20日（火）～8月16日（水）

キャンペーンサイト <https://www.chosashi.or.jp/quiz/>



広報キャラクター「地識くん」

#### 「土地家屋調査士の日」とは？

土地家屋調査士法が昭和 25（1950）年 7 月 31 日に第 8 回臨時国会において可決成立し、同日付けで施行されたことを記念し、平成 23（2011）年 6 月 22 日に日本土地家屋調査士会連合会が制定したものです。

#### <本件に関するお問い合わせ先>

日本土地家屋調査士会連合会事務局 広報担当 堀江（ほりえ）

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町 1-2-10 土地家屋調査士会館

電話 03-3292-0050 FAX 03-3292-0059 E-Mail [rengokai@chosashi.or.jp](mailto:rengokai@chosashi.or.jp)

### <土地家屋調査士について>

土地家屋調査士法（昭和 25 年 7 月 31 日法律第 228 号）により創設された国家資格者です。他人の依頼を受けて不動産の表示に関する登記について必要な土地又は家屋に関する調査、測量、申請手続又は審査請求の手続・筆界特定の手続等を行うことを業務としています（土地家屋調査士法第 3 条）。

具体的には、不動産いわゆる土地・建物について、所有者の依頼を受けて、土地の境界の確認、境界標の埋設や設置、面積を求めたり、境界位置の復元・敷地の分割等、また、建物の所有権に関する調査、所在・種類・構造・床面積算定、区分建物（マンション等）、建物滅失（取壊し）等の現地調査による登記申請手続を行います。

### <日本土地家屋調査士会連合会について>

全国の土地家屋調査士会が会則を定めて設立した団体で、土地家屋調査士会の会員の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、土地家屋調査士会及びその会員の指導及び連絡に関する事務を行い、並びに土地家屋調査士の登録に関する事務を行うことを目的としています（土地家屋調査士法第 57 条）。

土地家屋調査士会は、法務局又は地方法務局の管轄区域ごとに設立（各都府県に 1 つずつと北海道に 4 つの合計 50 会）されています。